

1. 皆さん、おはようございます。岩本です。日本国憲法が施行されて71年間、私たちは、日本国憲法とともに生きてきました。しかし、私たちは、この憲法を生き抜いてきたでしょうか。憲法が掲げる理想や理念を、自分たちの血や肉として生きてきたでしょうか。
2. 日本国憲法13条は、憲法の基本理念として「個人の尊重」を掲げます。それは、今ここに生きる私たち1人ひとりの生き方を尊重することを国に求め、生命・自由・幸福追求に不可欠な人権を保障しています。同時に憲法は、家族について定める24条に「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」という理念を記しています。13条の「個人の尊重」と24条の「個人の尊厳」、英語の respect と dignity、この2つの理念は重なり合いながらも、少しレベルの違うことを規定している。そう私は考えます。
3. 13条は、それぞれの個人が自らの良心に従って、自由に各自の人生を生きる権利を保障し、国家が、戦前の「修身」のように国家道徳を押しつけて、それから外れた者を「非国民」として扱うことを許しません。他方、24条は、個人の尊重よりもさらに深く、人間相互の根源的な平等を定めたものである、と私は理解します。それは、すべての人間の価値は、1mm、1mgの違いもなく平等であるということです。そして、GHQ、連合軍総司令部において24条を起草したベアテ・シロタ・ゴードンさんは、日本社会にはびこる男尊女卑の悪弊を根絶することを期して、「個人の尊厳」に続けて「両性の本質的平等」という言葉を並べました。これは、男性と女性、その人間の価値に1mm、1mgの違いもないという宣言です。
4. この71年間を振り返って、私たちは、憲法の根本にある、〈人間の価値は平等である〉という理念を自分たちの血や肉として生きてきたでしょうか。それを根底から疑わせる事実が、今年に入って次々と明らかになりました。1996年に廃止された旧優生保護法の下での優生手術の実態です。国は、障がいを持つ人々から、遺伝性があるという理由によって、強制的に生殖機能を奪ってきました。本人はもちろん、家族の同意すらなく、優生手術がなされたケースも多数あったと言います。北海道は、都道府県で最も多い2593もの人が手術を受けたとされています。このような命の選別は明らかに、人間の価値の平等の理念に反しています。それが、憲法の施行後50年間も続けられてきたことに、私は強い衝撃を受けました。
5. 障がい当事者の運動を牽引してきた小山内美智子さんの息子さんがテレビのインタビューでこう言っていました。「大げさかもしれませんが、生まれてきて良かった」。私たちは彼の言葉にこう応ずるべきです。「あなたが生まれてきて良かった」。世界のすべての命に、すべての人間に、「あなたが生まれてきて良かった」と言って、その1人ひとりの人権を尊重し、人権が奪われている人がいれば、そのために抗議の声を上げる。それが当たり前になったとき、そして、それを続けられたとき、私たちは本当に、憲法を生き抜いたと言えるのではないのでしょうか。憲法が施行されて71年、私は改めて、日本国憲法を生き抜く覚悟を決めました。どうか、皆さんも、この憲法を生き抜こうではありませんか。私たちがこの憲法を血と肉にするかぎり、時の権力者であっても、憲法を私たちから奪い取ることはできません。71年目の今日から、またともに頑張りましょう。本日はどうもありがとうございました。